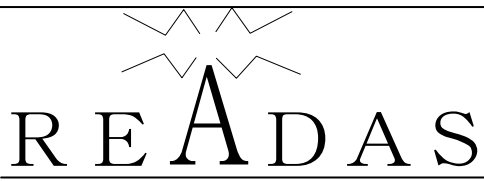


第 4440 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2012年)平成24年 3月 9日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 期限後申告と青色申告控除

**Q**：私は、個人事業を営む青色申告者です。今年の申告は、忙しすぎて、期限に間に合いそうもありません。何か不都合はありますか？

**A**：65万円の青色申告控除の適用を受けることはできません。

### 【解説】

個人の青色申告事業者には、次のような恩典が与えられていますが、65万円の青色申告特別控除は、確定申告書に控除を受けようとする旨及び控除を受ける金額の計算に関する事項の記載並びに帳簿書類に基づき作成された貸借対照表、損益計算書の添付があり、かつ、その確定申告書を提出期限までに提出した場合に限り適用されることとなっています。

したがって、申告期限を過ぎて確定申告書を提出した場合には、65万円の青色申告控除は受けられなくなってしまいます。

ただし、青色申告控除には10万円の控除というものもあり、これについては、上記の要件が付されていないことから、期限に間に合わなかった場合には、この10万円の控除の適用を受けることができます。

- ① 青色申告特別控除
- ② 青色事業者専従者控除
- ③ 純損失の繰越、繰戻し還付
- ④ 減価償却資産の特別償却制度の適用
- ⑤ 所得税額の特別控除の適用
- ⑥ 準備金の必要経費算入など

